

盛岡市監査委員告示第 30 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項，第 2 項及び第 4 項の規定により行った定期監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので，次のとおり公表する。

平成 23 年 9 月 28 日

盛岡市監査委員	熊 谷 喜美男
同	武 田 牧 雄
同	佐 藤 敬 三
同	川 村 幸 子

- |              |                               |
|--------------|-------------------------------|
| 1 定期監査の結果の報告 | 平成 23 年 6 月 3 日付け 23 盛監第 23 号 |
| 2 対象部署及び事項   | 総務部消防防災課に係る指摘事項               |
| 3 措置を講じた旨の通知 | 別添のとおり。                       |

23盛消第15号

平成23年7月29日

盛岡市監査委員 伊藤俊光  
盛岡市監査委員 武田牧雄  
盛岡市監査委員 佐藤敬三  
盛岡市監査委員 川村幸子様

盛岡市長 谷藤裕明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成23年6月3日付け23盛監第23号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

1 指摘事項（総務部消防防災課）

時間外勤務手当の支給に当たり、時間外・休日等勤務命令表における勤務区分の記載誤りにより、支給額に誤りがあるものが1件見られた。当該時間外勤務手当について、追給の手続きを行うことを求める。

2 措置の状況

（1）措置の内容

時間外・休日等勤務命令表における勤務区分の記載誤りがあったものについては、正しい勤務区分で算定し、平成23年7月29日、1件514円の追給を行った。

（2）原因、予防策及び経過等を含めた内容

時間外勤務手当の支給誤りについては時間外・休日等勤務命令表における勤務区分の記載誤りにより発生した。このため、時間外・休日勤務命令表の綴りに記載例を添付し、適正な区分で時間外を算定するよう周知徹底するとともに、記載内容について、複数職員でのチェック体制をとり再発防止に努める。